

自立支援医療費受給者証（精神通院医療）をお持ちの方へ
お持ちの受給者証の有効期間が自動延長されます

- 👉 **新型コロナウイルス対策のための期間限定の措置**として
下の①②をどちらも満たす方は、お手持ちの受給者証の有効期間の終了日
が、自動的に1年間延長されます。継続(更新)手続きは不要です。

- ① 現在自立支援医療費受給者証（精神通院医療）をお持ちの方
② 自立支援医療費受給者証の有効期間の終了日が
令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方

- 👉 自動継続分の受給者証の再発行は行いません。
有効期間の終了日を読み替えますので、お手持ちの受給者証をそのままご
利用ください。（大阪市・堺市に在住の方は、両市が発行します）
終了日以外の記載内容は、そのまま持ち越します。
（詳しくは裏面をご覧ください。）
- 👉 有効期間を自動延長した場合、次回継続時の診断書の要・不要については、
元の受給者証に記載のとおりとします。
- 👉 すでに継続(更新)手続きが完了している場合は、特に対応は必要ありません。
- 👉 **変更手続きは従来どおり申請や届け出が必要**です。

（保険・所得区分・医療機関・住所等の変更）
変更内容を反映した受給者証を発行します。
※通常どおりの継続申請も受け付けています。

【作成元】大阪府こころの健康総合センター 総務課
自立支援医療担当 tel: 06-6691-3749

（裏面もご参照ください）

